

交野市指定給水装置工事事業者指定申請書（更新）提出要項

1. 受付時間 午前 9：00～11：45
午後 12：45～16：45
2. 受付場所 交野市上下水道部 1階 工務課給水申し込み窓口
住所 大阪府交野市私市2丁目24番1号
3. 提出書類 ① 受付票（更新申請用）
② 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
③ 誓約書（様式第2）
④ 指定給水装置工事事業者整理台帳
⑤ 機械器具調書
⑥ 定款及び登記事項証明書（法人）または住民票の写し（個人）
⑦ 技術者名簿
⑧ 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの
（免状または技術者証の写し）
⑨ 更新前の指定証
⑩ 登録されている事業所が確認できる写真
（建物の全景、事業所名の看板、郵便受け）
⑪ 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況及び
業務内容（営業日及び営業時間、修繕対応の可否等）【様式A】
⑫ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況【様式B】
⑬ 適切に作業をおこなうことができる技能を
有する者の従事状況【様式C】
※ 以前の申請から指定給水装置工事事業者の指定事項が変更となっている場合は、指定事項変更届（様式第10）、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）を併せて提出してください。
※指定を廃止する場合は、廃止届及び所有している指定証を提出してください。
4. 提出部数 一部
5. 更新登録手数料 10,000円
（交野市水道事業給水条例第32条第1項第2号の規定に基づく）
6. 納入方法 後日納付書を発行しますので、交野市上下水道部 1階 工務課給水申し込み窓口か、記載されている納入取扱い場所にてお支払いしてください。
7. 指定証の発行 納付を確認後、指定証の発行をします。
8. 更新手続きの期間 令和8年7月1日～令和8年8月31日
※更新期限厳守（郵送の場合は必着）。期限を超えた場合は新規登録となります。（条件により、更新として取り扱われる事業者もあり。くわしくは、お問い合わせください。）

（お問い合わせ先）

交野市上下水道部 工務課 維持管理係

電話：072-891-0016

E-mail：suidouk@city.katano.osaka.jp

(更新申請用)

受付票

事業所の名称	
代表者氏名	

提出書類	備考
① 受付票	本用紙
② 指定給水装置工事事業者指定申請書	様式第1
③ 誓約書	様式第2
④ 指定給水装置工事事業者整理台帳	
⑤ 機械器具調書	
⑥ 定款及び登記事項証明書（法人の場合） 住民票の写し（個人の場合）	
⑦ 技術者名簿	
⑧ 給水装置工事主任技術者免状等の写し	
⑨ 指定給水装置工事事業者講習の受講実績及び業務内容	【様式A】
⑩ 給水装置工事主任技術者の研修受講実績	【様式B】
⑪ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等	【様式C】
⑫ 更新前の指定証	紛失している場合は紛失届を提出
⑬ 事業所の所在がわかるもの（位置図・写真等）	確認できる写真(建物の全景、 事業所名の看板、郵便受け)

交野市指定給水装置工事事業者指定申請書（更新）を受付しました。

交野市上下水道部

(受付印)

※ 更新登録手数料（10,000円）の納付書が届きましたら、納付書に記載されている
納入取り扱い場所にてお支払いください。

指定給水装置工事事業者指定申請書

交野市長 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住所又は所在地

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者
氏名又は名称

住所又は所在地

代表者氏名

交野市長 殿

指定給水装置工事事業者整理台帳

交野市上下水道部

指定年月日	令和 年 月 日	指 定 番 号	第 号											
フリガナ 事務所の名称														
フリガナ 代表者氏名														
事業所の 所在地	〒													
T E L														
F A X														
営業年数	年													
職 員 の 数														
区 分	給水装置工事主任技術者	日 水 協			土木施工管理技士		建築施工管理技士		管工事施工管理技士		その他の技術職員	技 術 職 員 計 A	事 務 職 員 計 B	合 計 A+B
		責任技術者	第1種技能者	第2種技能者										
					1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級				
職員数														

※ 同一人の資格が重複しても数は記入し、(技術職員計A)(事務職員B)(合計A+B)は実数を記入する。

※ 太線枠内のみ記入

別表（第 18 条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考

（注） 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること

【様式 A】講習会受講実績及び業務内容等の確認

氏名または名称

郵便番号、住所

代表者氏名

電話番号

①指定給水装置工事事業者講習会（水道事業者等の連携による広域開催含む）の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： 可 不可 ）
年 月 日 受講 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由） ※非公表

②指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください）（公表： 可 不可 ）
休業日： 営業日： 修繕対応時間：
漏水等修繕対応の可否（公表： 可 不可 ） （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）
屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造等）（公表： 可 不可 ）
配水管からの分岐 ～ 水道メーター（ 新設 改造 ）
水道メーター ～ 宅内給水装置（ 新設 改造 ）
その他（公表： 可 不可 ）

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いします。

【様式 B】 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績等の確認

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
（公表： 可 不可 ）		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載して下さい。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

【様式 C】 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等の確認

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の給水装置工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の 氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓 の取付・せん孔、給 水管の接合、いずれ の経験も有してい るか (○×を記入)	資格等を有しているか		工事年度
		(○×を記入)	保有している資格等	
上記の内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
(公表： 可 不可)				

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

氏名については、公表対象外です。